

令和8年度飲酒運転撲滅運動推進事業業務委託企画提案競技実施要領

交通事故をなくす福岡県県民運動本部（以下「運動本部」という。）では、飲酒運転撲滅対策事業として、標記の事業を実施します。

本事業は、委託により実施する予定であり、受託者を選定するため、企画提案の募集を下記により実施します。

記

1 事業内容等

仕様書のとおり

2 予算限度額

5,705,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 企画提案参加資格

以下の要件を全て満たす者であること。

- (1) 法人であって、福岡県内に本社又は事業所等を有する者
- (2) 福岡県競争入札参加資格者名簿（大分類「13」サービス業種その他、中分類「06」広告宣伝）に登録されている者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (4) 委託業務に関するノウハウを有し、その目的を達成するための十分な能力を有する者
- (5) 過去に当該業務と種類及び規模をほぼ同じくする業務を行った実績がある者
- (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止期間中でない者
- (7) 福岡県暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団はもとより、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

4 手続等

(1) 契約候補者の選定方法

提出された企画提案書について審査委員会により審査し、選定した最優秀提案者を契約候補者とします。なお、提案者に対しては、プレゼンテーションを実施していただきます。

(2) スケジュール

4月10日（金）	公募開始
4月17日（金）	事前説明会
5月13日（水）	企画提案書及び見積書提出期限
5月中旬（予定）	プレゼンテーション及び審査会
5月下旬（予定）	審査結果通知
6月上旬（予定）	委託契約締結

(3) 問合せ先、企画提案書提出先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県市町村・地域振興部生活安全課内（県庁南棟9階）

交通事故をなくす福岡県県民運動本部事務局 小森、北川

担当者メールアドレス：anzen@pref.fukuoka.lg.jp

電話番号：092-643-3167 FAX：092-643-3169

(4) 事前説明会

日時：令和8年4月17日（金）10時30分

場所：福岡県庁 市町村・地域振興部会議室（福岡市博多区東公園7-7 南棟10階）

*参加希望者は、(3)の問合せ先に事前に連絡してください。

(5) 企画提案書の提出

ア 提出書類

① 参加申込書 : 1部

② 企画提案書（A4・片面印刷） : 8部

③ 収支予算書（A4） : 8部

④ 会社紹介書 : 8部

イ 提出方法：(3)の企画書提出先に持参又は郵送により提出すること。

ウ 提出期限：令和8年5月13日（水）午後5時必着

エ プレゼンテーション（日時、場所は決まり次第、お知らせいたします。）

① 日時：令和8年5月中旬を予定

② 場所：福岡県庁内を予定（福岡市博多区東公園7-7）

③ 持ち時間：1社30分程度（説明20分、質疑10分予定）

・プレゼンテーションは、企画提案書を基に実施すること。

・各社の実施時間は、別途通知します。

オ 備考

・提案多数の場合は、書類審査を実施してプレゼンテーション参加者を決定します。

書類審査の結果は、提案参加者全員に通知します。

・運動本部が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(6) 提出書類作成要領

ア 企画提案書

仕様書を基に、受託し実施する場合の企画・計画について、以下の項目に関して必ず企画提案書に記載すること。なお、図画に関する企画については、視覚的に明確な方法で提案すること。

① キャンペーンの企画概要

仕様書及び仕様書添付資料を熟読の上、キャンペーンの概要を作成すること。可能なら、提案に当たってのコンセプト、期待される効果等についても記載すること。

② 事業実施計画

事業全体のスケジュールを示し、実施する個別イベントの頭出しをすること。

③ イベント等の企画

・実施する日時、場所及びイベント内容

・イベントツール等の提案

④ その他の啓発の企画

実施内容、実施手法、日時又は期間等のほか、期待される効果を記載すること。

イ 収支予算書

経費の見積りを記載すること。

ウ 会社紹介書

会社の概要、実施体制（組織図・人員配置計画等）が分かる資料を提出すること。

(7) 企画提案参加に際しての注意事項

ア 失格又は無効

以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効となります。

- ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合
- ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- ③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ④ 実施要領等に違反すると認められる場合
- ⑤ その他、発注者が提示した事項に違反した場合

イ 著作権等

提出書類の内容に含まれるイラスト、写真等に関連して第三者との間に生じた紛争等については、全て提出者が責任を負うこととします。

ウ 複数提案の禁止

企画提案参加者は、複数の提案書の提出はできません。

エ 提出書類の変更の禁止

提出期限後の提出書類の変更、差し替え、再提出は認めません（軽微な場合等で発注者が認めた場合は除く。）。

オ 提出書類の返却

提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

カ 費用負担

企画提案書の作成、提出等提案参加に要する経費等は、全て参加者の負担とします。

キ その他

- ① 参加申込書を提出したにもかかわらず企画提案書の提出がなされない場合又はプレゼンテーションに参加がなされない場合は、辞退したものとします。
- ② 参加者は、企画提案書の提出をもって実施要領等の記載内容に同意したものとします。
- ③ 提出書類を提出後、契約締結までの間に提案者が指名停止等の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。この場合において、該当する者が契約候補者とされている場合は、次順位の者と手続を行います。
- ④ 提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに(3)の部局に連絡するとともに、書面（様式不問）により届け出てください。

5 契約の締結等

選定した契約候補者と運動本部とが協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します。仕様書の内容は、提案された内容が基本となりますが、契約候補者と運動本部との協議により最終的に決定します。